

## 主 文

本件各上告を棄却する。

## 理 由

被告人Aの弁護人中川種治郎の上告趣意について。

所論は、事実誤認、量刑不当の主張であつて、適法な上告理由に当たらない。(この点に関する原判決の判断は相当であり、所論の事実誤認、量刑不当は存しない。)

被告人B、同C、同Dの弁護人八並達雄の上告趣意について。

所論は、事実誤認、量刑不当の主張であつて、適法な上告理由に当たらない。(この点に関する原判決の判断は相当であり、所論の事実誤認、量刑不当は存しない。)

被告人Eの弁護人小崎恭人の上告趣意について。

所論は、違憲をいう点もあるが、実質は事実誤認、単なる訴訟法違反、量刑不当の主張であつて、適法な上告理由に当たらない。(この点に関する原判決の判断は相当であり、所論の事実誤認、訴訟法違反、量刑不当は存しない。)

被告人Fの弁護人小崎恭人の上告趣意について。

所論は、単なる訴訟法違反、事実誤認、量刑不当の主張であつて、適法な上告理由に当たらない。(この点に関する原判決の判断は相当であり、所論の訴訟法違反、事実誤認、量刑不当は存しない。)

被告人G、同Eの弁護人岡利夫の上告趣意について。

所論は、事実誤認の主張であつて、適法な上告理由に当たらない。(この点に関する原判決の判断は相当であり、所論の事実誤認は存しない。)

被告人Hの弁護人中野留吉の上告趣意について。

所論は、事実誤認、量刑不当の主張であつて、適法な上告理由に当たらない。(この点に関する原判決の判断は相当であり、所論の事実誤認、量刑不当は存しない。)

被告人Iの弁護人服部恭敬の上告趣意について。

所論は、事実誤認の主張であつて、適法な上告理由に当たらない。（この点に関する原判決の判断は相当であり、所論の事実誤認は存しない。）

被告人Jの弁護人斎藤悠輔の上告趣意第一点について。

所論は、単なる法令違反の主張であつて、適法な上告理由に当たらない。（所論第一点の（イ）の主張について検討するに、所論の点に関する第一審判決の判示部分は、「被告人Jは……被告人Hに対し、右仲裁話を態よく断わりK会幹部を襲撃して殺傷するように命令し、被告人Jと同HはK会々員を殺害するも止むを得ないとの共謀を遂げ、細いことは一切被告人Hに任せることになつた。そこで被告人Hは、同日夕刻頃、前記L組事務所で被告人M等前記L組々員に被告人Jの右意向を伝え、共にK会幹部を襲撃殺傷する旨の共謀を遂げた上、兇器の準備を命じた。」というのであるが、右事実は第一審判決挙示の証拠、ことに被告人H、同Mの各検察官調書により充分認められるところであり、第一審判決の右判示は所論のごとく被告人Jの被告人Hに対する一方的命令行為のみを表現したのではなく、被告人J、同Hの具体的な共謀を判示するものとして理由不備ということとはできない。所論第一点の（ロ）の主張について検討するに、所論の点に関する第一審判決の判示部分は第一審判決挙示の証拠により充分認められるところであるが、右判示は被告人Jと被告人Mら組員との共謀の成立の過程を判示するものであることが明らかであつて、第一審判決は結局被告人Jと他のL組員との間にK会幹部の殺傷につき共謀が成立したことを判示しているから理由不備ということとはできない。所論第一点の（ハ）の主張について検討するに、第一、二審判決は被告人Jが被告人Bに対しK会幹部の殺傷を命じたとは認定していないから、被告人Jがその乾分でもない被告人Bに命令をすることはあり得ない旨の主張は的をそれた議論に帰し採用できない。最後に所論第一点の（ニ）の主張について検討するに、被告人Jの被告人Hに対する命令の内容は、「K会幹部を襲撃して殺傷する」ことであり、これに基づく被告人H

と被告人Bとの共謀の内容は、「K会幹部の所在を探索し、身柄を拉致し、もしこれに応じないときはその場で殺傷するもやむを得ない」というものであるから、被告人Hと被告人Bとの共謀の内容が被告人Jの被告人Hに対する右包括的な命令に添わないものということとはできないし、所論の判示部分は、被告人J、同H、同Bの順次共謀の判示として必ずしも理由不備ということとはできない。また第一審判決が殺人未遂の犯行の日時について正確な判示をしていないのは所論のとおりであるが、それが昭和三五年八月一二日午前六時の後であることが判示されているし、右同日中であることは判文上推測しうるから、理由不備ということとはできない。

同第二点について。

所論は、事実誤認、単なる訴訟法違反の主張であつて、適法な上告理由に当たらない。(この点に関し被告人Jの共謀を認めた原判決の判断は相当であり、所論の事実誤認、訴訟法違反は存しない。)

同第三点について。

所論は、単なる訴訟法違反の主張であつて、適法な上告理由に当たらない。(この点につき原判決に判断遺脱のあることは所論のとおりであるが、原判決の右判断遺脱の違法は結局判決に影響を及ぼさないと認められるから、刑訴四一条を適用すべきかぎりでない。)

同第四点について。

所論は、事実誤認、量刑不当の主張であつて、適法な上告理由に当たらない。

被告人Jの辩护人下飯坂潤夫の上告趣意第一、二点について。

所論は、事実誤認、単なる法令違反の主張であり、適法な上告理由に当たらない。(これらの点に関する原判決の判断は相当であり、所論の事実誤認、法令違反は存しない。)

同第三点について。

所論は、判例違反をいうが、原判決は被告人Jと同Hとの間にK会会員の殺傷につき共謀が遂げられた事実を具体的に認定しているのであつて、所論のごとく単に被告人Jが被告人Hに「やつてしまえ。」と命じた事実のみを認定しているわけではないから、所論は原判決の認定に副わない事実を前提とする判例違反の主張であつて、適法な上告理由に当たらない。

被告人Jの弁護人下飯坂常世の上告趣意について。

所論は、判例違反をいう点もあるが、所論引用の判例は事案を異にし本件に適切でなく、その他は事実誤認の主張（この点に関する原判決の判断は相当であり、所論の事実誤認は存しない。）であつて、すべて適法な上告理由に当たらない。

被告人Jの弁護人佐伯千仞、同伊達秋雄の上告趣意第一点について。

所論は、憲法三七条一、二項違反をいうが、憲法三七条一項の「公平な裁判所」とは、構成その他において偏頗のおそれのない裁判所をいうことは当裁判所の判例（昭和二二年（れ）第一七一号同二三年五月五日大法廷判決、刑集二巻五号四四七頁）であるところ、原裁判所がかような偏頗な裁判所であると認めるべき証跡は全くないから、憲法三七条一項違反の主張は理由がなく、また裁判所は当該事件の審理に必要と認められる証拠を取調べれば足り、弁護人から申請のあつた証人は悉く訊問しなければならないものでないことは当裁判所の判例（昭和二二年（れ）第二三〇号同二三年七月二九日大法廷判決、刑集二巻九号一〇四五頁）であるところ、原裁判所が所論弁護人申請の証人の一部を取調べなかつたのは、記録により窺える訴訟の経過に徴し必ずしも不適切とは認められないから、憲法三七条二項違反の主張も理由がない。

同第二点について。

所論は、事実誤認の主張であつて、適法な上告理由に当たらない。（この点に関する原判決の判断は相当であり、所論の事実誤認は存しない。）

被告人㊦栄俊の弁護士森島忠三の上告趣意について。

所論第一点は事実誤認、同第二点は量刑不当の主張であつて、いずれも適法な上告理由に当たらない。(これらの点に関する原判決の判断は相当であり、所論の事実誤認、量刑不当は存しない。)

被告人Dの弁護士西畑肇の上告趣意について。

所論は、量刑不当、量刑に関する事実誤認の主張であつて、適法な上告理由に当たらない。(この点に関する原判決の判断は相当であり、所論の量刑不当、量刑に関する事実誤認は存しない。)

被告人埜口清美の弁護士西畑肇の上告趣意について。

所論は、事実誤認の主張であつて、適法な上告理由に当たらない。(この点に関する原判決の判断は相当であり、所論の事実誤認は存しない。)

また記録を調べても刑訴四―一条を適用すべきものとは認められない。(被告人Jの弁護士垂水克己の上告趣意補充書、被告人B、同C、同Dの各上申書及び右被告人三名の弁護士藤井五一郎、同八並達雄連名の上申書は、いずれも上告趣意書提出期間経過後に提出されたものであるから判断をしない。)

よつて同四―四条、三九六条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

検察官 米田之雄公判出席

昭和三九年十一月二〇日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	奥	野	健	一
裁判官	山	田	作	之助
裁判官	草	鹿	浅	之介
裁判官	城	戸	芳	彦

裁判官 石 田 和 外